

東海市条例第30号

東海市ホテル等の誘致に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内へのホテル等の誘致を促進することにより、観光の振興及び地域経済の活性化を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業（以下「ホテル営業」という。）及び同条第3項に規定する旅館営業（以下「旅館営業」という。）の用に供する施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く施設をいう。
- (2) ホテル等事業者 ホテル等においてホテル営業又は旅館営業を営み、又は営もうとする法人又は個人（第三者に営ませ、又は営ませようとする法人又は個人を含む。）で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないものをいう。
- (3) 新設 市内にホテル等を有しないホテル等事業者が市内に新たにホテル等を設置し、又は市内にホテル等を有するホテル等事業者（以下「ホテル等所有者」という。）が当該ホテル等を改築する（当該ホテル等の全部を改築する場合に限る。）ことをいう。
- (4) 増設 客室の数の増加を目的として、ホテル等所有者が市内に有するホテル等を増築し、若しくは改築し（当該ホテル等の全部を改築する場合を除く。）、又は市内の他の場所にホテル等を設置することをいう。

(ホテル等誘致交付金)

第3条 市長は、市内へのホテル等の誘致を促進するため、ホテル等の新設若しくは

増設をし、又は市内でホテル等の事業を開始したホテル等事業者に対し、ホテル等誘致交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

2 交付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) ホテル等新設交付金
- (2) ホテル等増設交付金
- (3) ホテル等事業運営交付金
（認定要件）

第4条 市長は、ホテル等事業者が次の各号に掲げる交付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するときは、当該ホテル等事業者を当該交付金の交付対象ホテル等事業者として認定することができる。

(1) ホテル等新設交付金 ホテル等の新設をしようとする場合において、次に掲げる要件に該当すること。

ア 次に掲げる市内の区域のいずれかにホテル等の新設をしようとする事

イ 市内の鉄道駅（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第1条第5号に規定する鉄道駅をいう。）から1キロメートル以内の区域

イ 幹線道路に面する区域

ウ その他市長が特に必要と認める区域

イ 当該ホテル等の建築費が1億円以上であること。

ウ 当該ホテル等の客室の数が50室以上であること。

(2) ホテル等増設交付金 ホテル等の増設をしようとする場合において、次に掲げる要件に該当すること。

ア 前号アイウまでに掲げる市内の区域のいずれかにホテル等の増設をしようとする事

イ 当該ホテル等の増設に係る建築費が2,000万円以上であること。

ウ 当該ホテル等の客室の数を10室以上増室し、増室後の客室の数が50室以上であること。

(3) ホテル等事業運営交付金 ホテル等（ホテル等新設交付金の交付対象ホテル等事業者として認定を受けたホテル等事業者が新設をしたものに限る。）に係る下水道使用料を負担すること。

(交付金の交付)

第5条 市長は、前条の規定により認定したホテル等事業者（以下「認定ホテル等事業者」という。）に対して、当該認定に係る交付金を交付するものとする。

(交付金の交付期間)

第6条 交付金の交付期間は、次の各号に掲げる交付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) ホテル等新設交付金及びホテル等増設交付金 当該家屋に最初に固定資産税及び都市計画税を課することとなった年度（当該年度においてホテル等の事業を開始していない場合にあつては、事業を開始した日の属する年度）を初年度とし、5年度
- (2) ホテル等事業運営交付金 ホテル等の事業を開始した日の属する月から起算して60月

(交付金の額)

第7条 交付金の額は、次の各号に掲げる交付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) ホテル等新設交付金 前条第1号に規定する交付期間内における各年度において、当該ホテル等の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額。ただし、その額が1年度につき1億円を超えるときは、当該年度は1億円とする。
- (2) ホテル等増設交付金 前条第1号に規定する交付期間内における各年度において、当該ホテル等の土地（増設のために新たに取得し、又は借り受けた土地に限る。）、家屋（増設をした部分に限る。）及び償却資産（当該ホテル等の増設をした年度と同一年度に増設に伴い取得したものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額。ただし、その額が1年度につき1億円を超えるときは、当該年度は1億円とする。
- (3) ホテル等事業運営交付金 前条第2号に規定する交付期間内における各年において、当該ホテル等に係る当該交付期間内に属する月分の下水道使用料の合計額に相当する額。ただし、その額が1年につき500万円（当該ホテル等の客室の数が100室以上であるときは、1,000万円。以下この号において同じ。）を

超えるときは当該年は500万円とし、当該交付期間内におけるホテル等事業運営交付金の合計額は2,500万円（当該ホテル等の客室の数が100室以上であるときは、5,000万円）を上限とする。

（権利義務の移転）

第8条 認定ホテル等事業者について、合併、相続、譲渡等による承継があった場合は、当該認定ホテル等事業者に対するこの条例による権利義務は、その承継人（暴力団員等を除く。）に移転する。当該移転があった後において、更にこれらの承継があった場合も同様とする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定ホテル等事業者（前条の規定による承継があった場合は、その承継人を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 暴力団員等であることが判明したとき。

（交付金の不交付等）

第10条 市長は、認定ホテル等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 第6条に規定する交付期間（以下「交付期間」という。）内において、第4条各号の要件を欠くこととなったとき。
- (3) ホテル等の事業を廃止し、若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。
- (4) 交付期間内において市税、水道料金及び下水道使用料を滞納したとき。
- (5) 固定資産税、都市計画税及び下水道使用料の額に変更が生じたことにより、当該変更後の固定資産税、都市計画税及び下水道使用料の額を基に算定した交付金の額を超えて交付金の交付を受けることとなったとき。
- (6) 偽りその他の不正の手段により交付金を受け、又は受けようとしたとき。

（報告及び立入調査）

第11条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、認定ホテル等事業

者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をしてホテル等への立入調査をさせることができる。

(観光振興活動等への協力の要請)

第12条 市長は、認定ホテル等事業者に対し、観光振興活動、産業振興活動及び地域住民等に対する地域貢献活動に協力するよう求めるものとする。

(用地のあっせん)

第13条 市長は、ホテル等の新設又は増設をしようとするホテル等事業者に対し、用地のあっせんをするよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。